

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」 平成25年9月28日施行

2 いじめに対する対応の基本的な考え方

- (1) 全ての職員が、「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうる」との危機意識をもち、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。
- (2) いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関等とも連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解消に向け、組織的に対応する。
- (3) 特に、重大事態が発生した場合には、市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、関係機関に通報し援助を求める。

3 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け、組織的に対応する。
- (2) いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、すべての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

4 いじめの未然防止に向けて

- (1) 児童一人一人に対して、豊かな心をはぐくみ、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成する。
- (2) いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるようにする。
- (3) 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させ、いじめのない学校づくりを目指す。
- (4) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- (5) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

5 いじめの早期発見・事案対処に向けて

- ◎ いじめの認知に当たっては、けんかやふざけ合い等、様々な状況の背景にある事情や児童が感じた被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
 - (1) 児童の声に耳を傾け、児童のささいな変化を見逃さないようにする。
 - (2) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく、組織的に対応する。
 - (3) 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

6 いじめの解消に向けて

- (1) いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。
- (2) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで、安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応する。
- (3) いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導する。
- (4) 双方の保護者に対して、説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に取り組めるようにする。
- (5) いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- (6) 解決した後もいじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。

いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会

① いじめ未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（毎月の職員会議時に開催）」を組織する。

ア 参加者 全職員

イ 実施する取組

i 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての児童指導全体計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ 教育相談体制の企画・実践・評価
- ・ 校内研修の企画・立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定

ii 早期発見・事案対処に向けて

- ・ 教育相談（毎月）の実施と情報の共有
- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施（毎学期）と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況の把握（日常の見取り）と情報の共有
- ・ 教職員用のいじめに関するチェックリストの実施（年2回）

ウ 取組の改善

本委員会において、「長田小学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価を行い、学校の取組が実行あるものとなるよう改善を図る。

② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織する。

ア 委員

校長、教頭、児童指導主任、保健主事、特別支援コーディネーター、教育相談担当、当該担任、当該学年主任

※必要に応じて 真岡市心理相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 県教育委員会派遣の外部専門家等

イ 実施する取組

i 調査方針、分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡（複数教員で、丁寧に対応する）
- ・ 真岡市教育委員会への連絡
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療機関等）など

ii 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 学年、学級への指導・支援
- ・ 被害者、加害者等への指導・支援
- ・ 観衆、傍観者への指導・支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 真岡市教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携

2 いじめの未然防止について

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

○ 特別の教科 道徳、特別活動、人権教育など様々な教育活動において、いじめが起きにくい いじめを許さない環境づくりに向けた指導を行う。

ア 学業指導の充実

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
 - ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・ いじめは決して許されない行為であることへの理解を深めさせる。
 - ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を学級に掲示し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
 - ・ 異年齢集団での活動を取り入れ、人間関係を築く力や互いの人格を尊重する態度を育てる。
- ウ 人権が守られた学校づくりの推進
- ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して、指導する。
 - ・ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
 - ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる能力を育成する。
- エ 保護者・地域との連携
- ・ 学校いじめ防止基本方針をホームページ等で周知する。
 - ・ 学校評価を活用するなど、学校組織としての取組について改善を図る。
 - ・ 携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器を児童生徒に持たせる場合には、家庭での約束を決めて利用させるようにする。

(2) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ② 発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導にあたる。

(3) ネットいじめの未然防止に向けて

- ① 児童一人一人に対してインターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方（情報モラル等）について指導する。特に以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板や SNS 等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - イ 掲示板や SNS 等、インターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ② 家庭における情報機器（通信機能付きゲーム機を含む）の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

3 いじめの早期発見・事案対処に向けて

(1) 早期発見・事案対処のための認識

- ① ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見・事案対処のための手立て

- ① 児童が気軽に相談できる教育相談の実施、全職員による情報交換と指導対策、事例研究についての会議をもつ。
- ② 学級での日常観察による変化の発見、養護教諭からの情報提供、全職員で一人一人の児童を見守る体制での情報収集に努め、児童個人の様子の変化をつかみ、指導に生かす。
- ③ 縦割り班活動、児童集会等を通して、お互いを尊重し合う環境作りをする。
- ④ 家庭での児童の様子について、気がかりなことがあれば連絡や相談ができる体制を整える。

4 いじめの解消に向けて

(1) 解消のための認識

- ① いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 解消のための対応

- いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となって、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係を迅速かつ確実に調査する。その際必要に応じて、教育委員会から派遣を受けるなどの、外部専門家とも連携をとる。

(3) 児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童の保護者及びいじめた児童の保護者に対し事実を報告し、理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの解消のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解消したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめを解消する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さずなくそうとする態度を育む。
- ② はやしたてたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めることはできなくても、だれかに知らせるよう勇気をもつように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合は、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。

(7) 解消後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、所轄警察等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処及び事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として「いじめ対策委員会」が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (4) 当該児童及びその保護者の意向を十分配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (5) 「いじめ対策委員会」を中心として、速やかに再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

（参考資料） 重大事態とは （いじめ防止対策推進法 第五章より）

- 一、 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二、 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

3 いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）

